

完全護憲の会ニュース 131号

2025年2月10日

発行：完全護憲の会

〒140-0015 東京都品川区西大井 4-21-10-312

電話・FAX：03-3772-5095

Eメール：kanzengoken@gmail.com

ホームページ：<https://kanzengoken.com/>

目次

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 第11回 総会の報告 | P.1 |
| 2024年度会計収支報告及び会計監査報告 | P.2 |
| 第125回 例会の報告 | P.3 |
| 事務局報告 | P.3 |
| 政治の現況について | P.9 |

[第11回 総会の報告](#)

完全護憲の会は1月25日、13時45分から15時30分まで、東京都港区の豊岡いきいきプラザにて第11回総会を開催した。会場が変更となったため、開催が45分遅れとなった。

総会は、下記の4議案について審議し、原案を一部修正の上で決定した。

- 1) 第1号議案 2024年度活動経過報告（ニュース130号掲載）
- 2) 第2号議案 2024年度会計収支報告及び会計監査報告
- 3) 第3号議案 2025年度活動計画について（ニュース130号掲載）
- 4) 第4号議案 新役員選出（ニュース130号掲載）

原案の修正では、「第1号議案 2024年度活動経過報告」の「5.編集会議」の「③印刷部数は500部とする。」を「③印刷部数は400部とする。」に修正した。

また、「第3号議案 2025年度活動計画について」では、鹿島委員より「当会の活動をホームページの中心に改変すべきではないか」との意見が出されたが、福田共同代表より「草の根活動として例会を基本にこれまで通り活動していきたい」という意向が示され、修正意見は却下された。

なお、「第2号議案 2024年度会計収支報告及び会計監査報告」は今号のニュース掲載となり、以下の通りである。

（総会出席者：5名）

第2号議案 [2024年度会計収支報告及び会計監査報告](#)

収支報告書 (2024年1月1日～12月31日)

| 収入の部 | | 支出の部 | |
|---------------|---------|---------------|---------|
| 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| 繰越金(現金) | 104,575 | 印刷費 | 111,442 |
| 繰越金(預金) | 238,516 | 通信費 | 328,300 |
| 繰越金(振替口座) | 1,354 | 事務費 | 31,300 |
| 前期繰越金 合計 | 344,445 | 会場費 | 14,000 |
| | | 手数料 | 6,438 |
| | | 返却金 | 18 |
| 寄付金 | 385,676 | 支出 合計 | 491,498 |
| 冊子売上(含む送料) | 20,350 | | |
| 例会参加者資料代 | 10,800 | 繰越金(現金) | 10,965 |
| 収入 合計 | 416,826 | 繰越金(預金) | 138,482 |
| | | 繰越金(振替口座) | 120,326 |
| | | 次期繰越金 合計 | 269,773 |
| | | | |
| 前期繰越金および収入 合計 | 761,271 | 支出および次期繰越金 合計 | 761,271 |

会計監査報告書

2024年1月1日より12月31日までの振替用紙、通帳、領収書等を監査の結果、相違ないことを認めましたのでご報告いたします。

2025年1月23日

完全護憲の会 共同代表 殿

会計監査 滝口忠雄 ㊞

以上

第 125 回例会の報告

第 11 回総会の後、第 125 回例会を同会場で、15 時 35 分より開催した。(参加者 5 名)

例会では、福田共同代表が来信 3 件を中心に事務局報告を行ない<別紙 1>、柳澤委員が政治の現況<別紙 2>を報告した。

なお、勉強会及び第 131 回運営委員会は時間逼迫のため延期とした。

<別紙 1 >

事務局報告

1) 来信

◆「崩壊する国民皆保険制度」について 渡辺真知子（東京 1 区市民連合共同代表）

ニュース 130 号をお送り下さいまして、どうもありがとうございます。毎回のことではありますが、今回も多くを学ばせていただきました。心より感謝申し上げます

昨年 12 月 2 日に現行保険証の新規発行が停止されたことについて、まとめてみました。

お時間のある時にご笑覧いただければ幸いです。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(1 月 22 日)

崩壊する国民皆保険制度

渡辺真知子（カンバーランド長老キリスト教会 海老名シオンの丘教会員）

2023 年 6 月マイナンバー法等の一部改正法案が可決、成立し、国民皆保険制度のもとで発行・交付が義務付けられている健康保険証は、任意取得のマイナンバーカード（以下マイナカード）と一体化されることになった。2024 年 12 月 2 日からは現行保険証の新規発行が停止され、マイナカードを持たない被保険者には、資格確認書が発行される。資格確認書の有効期限は保険者によって 1 年から 5 年と異なるが、当面職権により交付される。

マイナカードの有効期限は 10 回目の誕生日（未成年者は 5 回目）までだが、カードに付いている IC チップの電子証明書の有効期限は年齢を問わず 5 回目の誕生日までで、共に自治体に出向いての更新手続きが必須である。手続きを怠れば保険証としての利用ができず「無保険」状態になり、国民皆保険制度は脅かされ、国民の生存権（憲法 25 条）は棄損される。

マイナカードに保険証機能をひも付けたマイナ保険証の利用登録者は、2 万ポイント付与のキャンペーン効果もあり 2024 年 11 月末で 7,874 万人、マイナカード保有者の 82.6%となった。が、この間深刻なトラブルが続出し、ずさんな個人情報管理が明らかになったことにより、マイナ保険証の利用率は 2024 年 11 月時点で 18.52%と低迷している。

今回の深刻なトラブルは単なる人為的ミスではなく、制度ごとに異なる個人を特定する仕組みを、そのまま強引にマイナカードに紐付けたことにより起こった。銀行口座の「氏名」は「カタカナ」表記で、マイナンバーに登録されている氏名は「漢字」のみ、戸籍は漢字表記で読み仮名がない。住民票を編成した住民基本台帳の氏名表記は自治体によって異なり、フリガナがあるとは限らない、等々である。

政府は急ぎょ戸籍法を改正し、これまで記載がなかった氏名の「読み仮名」を必須とした。改正戸

籍法は 2025 年 5 月に施行され、全国民が施行後 1 年以内に、氏名の「読みカナ」を本籍地の市区町村に申請する必要がある。1 年以内に届け出がなければ、読みカナは職権で記載される。山崎は「ヤマザキ」「ヤマサキ」、小山は「コヤマ」「オヤマ」の読みがあるように職権でどこまで正確に記載できるのか、作業は膨大であり正確さは担保されていない。

政府はトラブルの総点検をすると言うが、それぞれの仕組みを変更せず総点検をしたところで、トラブルは発生し続ける。発行数 8 千万を超えるマイナカードの 29 分野にわたる点検作業は自治体に過大な負担を強いている。

「マイナンバー」のルーツである「国民総背番号制」(1960 年代後半～)は、1988 年に頓挫し、2002 年開始の住基ネットは、住民票コードを附番する市区町村が次々に離脱したため 2015 年に新規カード発行が停止されている。

国が個人番号を付番し、地方自治体の判断でシステムから離脱できないようにしたのがマイナンバー制度である。健康保険証とマイナカードの一体化により、任意取得のマイナカードは事実上義務化され、「デジタル改革関連法」(2021.5)が進める全国民の個人情報の一元管理と、個人データを政府が自由に利活用できる体制が整えられた。

マイナカードのような国民 ID(身分証明書)と健康保険証を一体化している国は、先進 7 カ国(G7)の中では日本だけであり、世界では共通番号から分野別番号への移行が主流である。米国では社会保障番号(SSN: Social Security Number)でのなりすまし等の被害が深刻化し、国防総省は 2012 年に国家安全保障対策上のリスク回避のため SSN から離脱し、独自の分野別番号への一斉転換・利用に踏み切った。また独、仏では行政分野ごとに異なる番号を用いて行政事務が行われている(1)。

マイナンバー制度を強力に推進してきたのは財界である。マイナカードには 12 桁のマイナンバー(個人番号)とは別に、カード裏面の IC チップに搭載された電子証明書のシリアル番号が存在する。このシリアル番号はマイナンバーと同じように個人を特定できるが、マイナンバーのように厳しい利用制限はなく民間企業にも開放されている。大手メディアが保険証廃止について「いったん立ち止まれ」と報道する中、経済同友会代表幹事は当時の岸田首相に「健康保険証廃止の期日を守れ」と要求した。医療ビッグデータの利活用は世界中で進められており、経産省の調査報告書(2)によれば、デジタルヘルスケアにおける市場規模は 2016 年で約 25 兆円、2025 年には約 33 兆円になると推計されている。

高齢者や障害を持つ人等マイナカードの取得や管理が難しい人への対処方法は、未だに示されていない。マイナ保険証の本人確認は、「暗証番号」又は「顔認証」で行われるが、視覚障害を持つ人は、顔認証はできず暗証番号の入力は困難である。施設で暮らす人の健康保険証は施設側で一元管理されることが多いが、マイナ保険証は情報漏洩等のリスクがあり施設側も二の足を踏んでいる。

また、1 年以上保険料を未納した場合に発行される短期保険証は廃止され、保険料未納者が 3 カ月間だけ 3 割負担で医療を受けることはできなくなった。2023 年度の短期保険証利用者は 37.8 万世帯で、今後これらの人々の医療へのアクセスは困難を極める。加えて健康保険証の代わりになる資格確認書がいつまで発行されるのかは不透明で、不安は払拭できていない。

昨年 12 月、政府は医療や金融等幅広い分野での個人情報の利用拡大を議論する「データ利活用制度・システム検討会」の初会合を開いた。EU の個人情報保護法(GDPR)のように、個人が特定されない権利を明記した個人情報保護制度のない日本では、個人情報が企業の儲けに使われる可能性は払拭できない。

強引なマイナ保険証推進政策により国民の健康と命が犠牲になることなく、世界に誇る国民皆保険制度が存続していくようにと、私は祈り続ける。

-
- (1) 「諸外国における共通番号制度を活用した行政手続のワンスオンリーに関する取組等の調査研究」報告書（概要版）2022年5月 アクセンチュア株式会社
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f8a3c045-6c82-44abf-b0bf-cf18bdb79c38/bd85d67f/20220512_policies_mynumber_summary_01.pdf
 - (2) 第1回新事業創出 WG 事務局説明資料 2021.1.29 （経済産業省 商務・サービスグループヘルスケア産業課）
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/kenko_iryu/shin_jigyo/pdf/001_03_00.pdf
-

◆三鷹事件・無実の死刑囚竹内景助さんの命日に墓参

三鷹事件の真相を究明し語り継ぐ会

事件の概要

1949年7月15日、当時の国鉄三鷹電車区構内から7両編成の電車が何者かの手によって発進暴走し、駅構内の車止めを突き破って南口交番を大破脱線転覆、高校生を含む6名の方が轢死した。事件直後からこの事件は国鉄労働者と共産党の謀議によって起こされたとして、当時の吉田茂首相は「思想的背景をもつ者による悪質な犯行」「不安をあおる共産党」と断定した声明を発するなどしており、更に背後に当時の占領軍GHQの動きがあった。

事件の犯人として逮捕起訴されたのが竹内景助さんです。竹内さんは逮捕後20日間は自分はやっていないと否認してきましたが警察検察の自白強要誘導、更には深夜に及ぶ取り調べを受け単独犯行と自白、しかし更なる強引な取り調べを受け他被告との共謀共同犯行の自白、再度否認、単独犯行と自供が7転し、結果竹内単独犯行として一審では無期懲役、他被告らは「共同謀議は砂上の楼閣」として無罪判決がくだされた。

控訴審東京高裁では一回の事実調べもなく1951年（S26）3月無期懲役から死刑判決が下され、上告審最高裁判所では裁判長田中耕太郎のもと1955年（S30）6月、裁判官15名中8対7で死刑が確定した。

再審申立から無念の獄死まで

竹内景助さんは獄中から1956年（S31年）2月、東京高裁に対し再審の申立。

景助さんの死亡は1967年1月18日、その時既に再審申立から10年が経過しており、この間裁判所において何の動きもなく、ようやく前年の1966年10月に高裁の樋口勝裁判長は書類審査・証人調べ開始を表明したのですが、すでにこの時期には病魔が景助さんを冒しはじめていた。

景助さんの病状について当時代々木病院副院長・外科部長であった中田友也医師が「死刑囚の脳腫瘍をめぐって」の中で述べられている一部を紹介します。

★「死刑囚である患者が脳腫瘍である疑いが濃く、生命の危険が心配されるから速やかに万全の医療が受けられるような措置をとって欲しいと家族、弁護団、医師団、国民救援会等の関係者が法務省当局に再三再四しつように要請していたにもかかわらず、拘禁反応であるからとの理由で、脳腫瘍の医療は完全に放置され、発病から僅か約一カ月後に死亡しました。解剖の結果、脳腫瘍であることが確認され、獄死の原因は当然国側にあるから賠償の責任を負うべきである」

「竹内景助 45 歳、三鷹事件の死刑囚として独房生活 18 年、S41 年 10 月ころから注意力の集中が悪くなりはじめていました。12 月 3 日頭痛を訴えはじめ嘔吐、うっ血乳頭、記憶障害等があらわれ日増しに症状が悪化し連日の苦痛が続き、脳腫瘍の疑いが濃くなりました」

「S42 年 1 月 13 日午後 1 時運動時間中に倒れ、嘔吐し昏睡状態となりました。同日午後 4 時 30 分急速に様態悪化、午後 6 時 40 分ころ、国民救援会から診療を依頼された住田医師が到着した時には昏睡状態のまま独房内のせんべい布団に寝かされ、枕元に雑役の囚人一人がついていただけで瞳孔拡大し対光反応も失い、まさに呼吸が止まりそうな状態にあり、同医師が人工呼吸を行い酸素吸入器を持ってくるよう要求、結果初めて人工蘇生器が使用されました。しかし様態は一方的に悪化、脳死状態が続きました」

「1 月 18 日午前 8 時 10 分死亡しました」

1967 年 6 月、第一次再審申立は「請求人死亡により再審手続きは終了するが今後再審申立ての場合当然ながら本請求で出された証拠、弁護士の主張は引き継がれる」との決定が出されています。

第二次再審請求は景助さんのご長男健一郎さんによって 2011 年 11 月東京高裁に申立、事件発生から 70 年の年にあたる 2019 年 7 月請求棄却決定がだされています。健一郎さん、弁護団は同決定に異議申立、異議審は東京高裁第 5 刑事部に係属しており 2020 年 12 月 7 日第 1 回三者協議が、2021 年 5 月 20 日第 2 回、2021 年 9 月 16 日に第 3 回目が開催されました。

2021 年 10 月・11 月に弁護団・検察側双方の最後の意見書が出され 2022 年 3 月 1 日裁判所は一方的にしかも詳細に理由を述べることなく現決定支持と異議申立棄却決定しました。同決定に対し弁護団は特別抗告申立、最高裁判所第 2 小法廷に係属しています。

弁護団は特別抗告理由書の提出、続いて 10 月には新たな新証拠の発見で 2 両目のパンタグラフが上がっていたことの補充理由書を提出しています。

2024 年 4 月 15 日最高裁判所第 2 小法廷は突然にしかも何ら具体的理由も述べることなく申立人の特別抗告棄却決定を A4 紙一枚まさに三下り半的決定を送り付けて来ました。

申立人はじめ支援する運動体はこの最高裁決定、さらには不誠実な最高裁に強く抗議し同時に真実究明、無実の死刑囚竹内景助さんの冤罪を晴らすために一層運動を強化すると決意するものであります。

申立弁護団は第 3 次の再審申立を同年 9 月 5 日に東京高等裁判所に申立て、同裁判所第 4 刑事部に係属しています。

竹内景助さんの略歴

| | |
|---------------------|-------------|
| 1921 年(T10) 2 月 1 日 | 長野県豊栄村にて出生。 |
| 1940 年(S15) 4 月 | 池袋電車区運転士拝命。 |
| 1941 年(S16) 10 月 | 三鷹電車区へ転勤。 |

1949年(S24) 7月 解雇通告受ける。
1949年(S24) 8月1日 逮捕拘留(武蔵野警察署) 23日起訴。
1950年(S25) 8月11日 第一審無期懲役判決。
1951年(S26) 3月30日 高裁死刑判決。
1955年(S30) 6月22日 最高裁上告棄却決定。
1967年(S42) 1月18日 東京拘置所にて死亡(脳腫瘍)享年45歳。

*無実の死刑囚竹内景助さんのお墓は八王子市大谷町「富士見台霊園」に事件発生18周年の1967年7月15日に当時の国鉄労働組合・総評・東京地評・三多摩労働組合協議会・三鷹事件対策協議会・日本社会党・日本共産党・国民救援会・武蔵野三鷹地区対策協議会・長野県三鷹事件対策協議会・事件弁護団・事件被告団等の呼びかけにより建立されました。

(1月18日)

◆Bonan Novjaron(*エスペラント語で"謹賀新年"という意味。)

愛知西部の自称ECO主義者 難心

トランプ次期大統領の知性と人間性と政策は最低です!「グリーンランドやパナマ運河をよこせ」と言ったり、「メキシコ湾をアメリカ湾に変えろ」との発言など、就任前から正気失せたことばかりほざくのは最低!また、関税強化と移民排斥の政策は世界を分断して混乱させる、のみならず、アメリカをかえって弱くすること明白です。さらに、環境保全に背を向けて"今だけ自分だけ金だけ"のトランプは、地球を滅ぼす可能性大です。

故に、「こんな程度低いことしかできない彼は史上最大の愚劣指導者(トロい金満&肥満ジジイ)だ」と評価せざるを得ないです。

1月20日のアメリカ大統領就任式に向けて、世界中から声を大にして叫びましょう。

"*トランプさんへ、貴方の名のスペルの一文字、UをOに変えなさい!(つまり、トランプを"トロンプ"に変えなさい!)"と。

ロサンゼルスの大規模山火事は、就任前から正気失せたことばかりほざいているトランプ、いや"トロンプ"政権(トロきナンバーワン政権)の先行き暗さを暗示している物では?と思えます。

(1月11日)

2) 集会の案内

◇「第53回思想と信教の自由を守る静岡市民集会」

——「戦争する国」をめざす「安保3文書」の危険性～総選挙で改憲勢力が議席を減らしても進む実質改憲!

講師: 清水雅彦 (日本体育大学教授)

月日: 2025年2月11日 (休・火) 13:30~15:30

場所: 静岡産業経済会館

主催: 静岡靖国問題連絡協議会 (連絡先/090-8679-5305 前田茂巳)

◇新しい戦前にさせない連続シンポジウム第14回（共同テーブル）

武器で平和は創れない 日本製武器はウクライナやガザにも！

日時：2月21日（金）午後6時15分～9時

場所：文京区民センター3A会議室 東京都文京区本郷4-15-14 →[会場案内](#)

講師：瀬瀬厚、望月衣塑子、小野塚知二 主催者あいさつ：佐高信

主催：共同テーブル 資料代1000円 参加申込Eメール：e43k12y@yahoo.co.jp

連絡先：藤田高景 090-8808-5000 / 石河康国 090-6044-5729

*多くの参加者が見込まれます。定員(300名)になり次第、申し込みを締め切りますので、恐縮ですが至急、上記メールアドレスに出席申込（氏名、電話番号）をお願いいたします。

◇令和6年度 非核・平和学習会 西東京市

ノーモア 広島・長崎 ～核兵器のない世界をどう実現するか～

講師：日本原水爆禁止協議会 田中熙己代表委員

月日：2025年2月22日（土）14：00開演（13：30開場）

場所：文華女子高等学校（西東京市西原町4-5-85）

問い合わせ：西東京市協同コミュニティー課 042-420-2821

共催：非核・平和をすすめる西東京市民の会

◇日弁連主催シンポジウム マイナ保険証で何がどうなる？（東京・弁護士会館&Zoom）

日時：2025年2月25日（火）18時00分～20時00分

会場：弁護士会館 17階 1701A B会議室（東京都千代田区霞が関1-1-3）

地下鉄丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」B1-b出口から会館B1Fに直結

会場地図 https://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/organization/map.html

プログラム： ※内容は変更となる可能性があります。

1 基調報告：

① マイナ保険証・日弁連の意見について：

彦坂敏之会員（神奈川県弁護士会・日弁連情報問題対策委員会事務局員）

② 医療現場で生じている問題について： 全国保険医団体連合会関係者

2 パネルディスカッション「マイナ保険証で何がどう変わった？」

パネリスト：黒田充氏（自治体情報政策研究所代表）、水永誠二会員（東京弁護士会・日弁連情報問題対策委員会委員）、全国保険医団体連合会関係者

コーディネーター：坂本団会員（大阪弁護士会・日弁連情報問題対策委員会副委員長）

参加：無料。どなたでもご参加いただけます。※事前申込制・会場定員90名（申込先着順）

以下の申込フォームからお申し込みください。【申込期限：2月20日（木）】

申込フォーム：<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/mynohokensymp/myna/>

※Zoom ウェビナーの接続方法等の詳細は、開催日が近づきましたらメールでご案内いたします。

主催：日本弁護士連合会 法制部法制第一課 電話番号 03-3580-9985

https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2025/250225_2.html

3) 当面の日程

| | | |
|------------------------|-------------------|-------------------|
| 第 126 回例会・第 131 回運営委員会 | 2 月 22 日(土)13:00～ | 新橋・ばるーん 205 学習室 C |
| 第 127 回例会・第 132 回運営委員会 | 3 月 22 日(土)13:00～ | 神明いきいきプラザ集会室 C |
| 第 128 回例会・第 133 回運営委員会 | 4 月 26 日(土)13:00～ | 三田いきいきプラザ集会室 B |

<別紙 2>

政治の現況について

(1) 主なニュース一覧 (2024/12/21～2025/1/20)

- * 袴田巖さんのえん罪事件、最高検察庁が検証報告でも証拠捏造を否定 (12/26)
- * 川崎重工業が架空取引で 17 億円を捻出、海上自衛隊への接待費として使用 (12/27)
- * 米バイデン大統領が日鉄の US スチール買収禁止声明、国家安全保障上の懸念 (1/4)
- * 被団協の代表らが石破首相と面会、原水禁大会オブザーバー参加求めるも収穫なし (1/8)
- * 大川原化工機冤罪事件、元公安部捜査員 3 人を不起訴 東京地検 (1/8)
- * 2024 年度の訪日外国人数が過去最多の 3600 万人突破 (1/15)
- * 都議会自民党、政治資金パーティー裏金事件、会計責任者を略式起訴 (1/17)
- * 大阪高裁が難聴児の逸失利益を健常者と「同額」と判決し大阪地裁判決を変更 (1/20)

(2) 新聞社説、ニュース記事 (議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載)

① 東京新聞 2025 年 1 月 7 日 社説

袴田さん無罪 最高検の検証、不十分だ

袴田巖 (はかまたいわお) さんの再審無罪が確定した静岡県清水市 (現静岡市清水区) の一家 4 人強盗殺人事件を巡り、最高検が捜査や公判の問題点を検証した報告書を公表した。ただ、公判資料を見直した程度にとどまり、検察の言い訳や無罪判決に対する反論も目立つ。到底不十分な内容だ。

昨年 12 月に公表した報告書は、袴田さんを犯人視して取り調べたことを認めてはいるが、長時間の取り調べなど不適切な手法を用いたのは警察だと強調。検察自身の責任を最小限に抑えている。無罪を言い渡した静岡地裁判決が「捜査機関によって血痕を付けるなどの加工がされた」と認定した証拠品の捏造 (ねつぞう) は「現実的にあり得ない」と否定に終始した。2014 年の再審開始決定に対して検察が異議を申し立て、審理が長期化したことも「問題はなかった」としている。

最高検は今回の検証に当たり、関係者への聞き取りや証拠品の再調査などは行わなかった。検証は形ばかりと言わざるを得ない。何より、検証は検察自身の手によるもので、客観性も乏しい。発生から無罪確定まで 58 年もかかった事件を、わずか 3 カ月で検証し終えたことも疑問だ。元厚生労働省幹部を有罪にするため、特捜部が押収したフロッピーディスクのデータを書き換えていた 2010 年の大阪地検の証拠改ざん事件では、最高検が捜査に乗り出して立件した。さらに法相の諮問機関「検察の在り方検討会議」を立ち上げ、有識者が検察捜査の問題点を提起した。今回の検証では、そうした姿勢が見られない。半世紀にわたり、袴田さんに死刑の恐怖を味わわせた人権侵害の深刻さを理解しているのか。袴田さんを犯人視した事件は、初動捜査から取り調べ、公判、再審に至るまで、刑事司法の問題点が積み重なった「あしき見本」とも言える。十分に検証して教訓としなければ公権力の不適切

な行使が繰り返されるのではないか。

検事が暴言を吐くなど不適切な取り調べは後を絶たず、最高検は昨年12月、全国の地検に対し、自白を得ることに過度に固執しないよう求める通知を出した。袴田さんの冤罪を教訓とするには、検察以外の第三者を交え検証し直すことが必要だ。それが失墜した信頼を回復する道と考える。

② 朝日新聞 2025年1月8日 社説

川崎重工の物品供与 自衛隊と業者 癒着断て

川崎重工業が海上自衛隊の潜水艦修理の際、下請け業者との架空取引で捻出した資金で、乗組員に物品を供与していた問題の全体像が示された。川重が設けた特別調査委員会と、特別防衛監察を実施中の防衛省防衛監察本部が昨年末の報告で明らかにした。架空取引の総額は、23年度までの6年間で17億円。照明器具、防寒具、ポータブル冷蔵庫など、艦内での業務や生活に使う物品のほか、ゲーム機やゴルフ用品など私物用とみられるものや、懇親会の飲食代の支払いにも充てられていた。供与は遅くとも40年前から続いていたという。

防衛装備品の調達をめぐるのは、過去に贈収賄や談合事件も繰り返されてきた。政府は「防衛力の抜本的強化」を掲げ、5年間で43兆円を投じる整備計画を進めているが、癒着を断ち切り、透明性を高めなければ、国民の納得は得られまい。潜水艦の年次検査や定期検査では、乗組員が川重の施設に数カ月滞在して、社員らと作業をする。不正の原因として、そこから生じる「なれ合いの意識」のほか、架空の発注には、将来の契約額を引き下げられないよう利益を圧縮する狙いもあったという。防衛省が超過利益を算定して、川重に返金を求めるとしたのは当然だ。一方で、業務に必要な物品が不正な手段でしか容易に手に入らない現場の実態にも問題がある。再発防止策に、補給のあり方の見直しが盛り込まれたのも、もっともである。

政府は安保3文書で、防衛産業を「防衛力そのもの」と位置づけ、国が財政的にテコ入れできるようにする法律もつくった。防衛費の大幅増で、大手は軒並み好業績をあげている。防衛省は川重の問題を契機に、防衛関連企業100社に自社点検を求めた。架空取引や隊員への金品の提供、供応接待の報告はなかったというが、約30社は不正防止対策の有効性が低いと評価された。根絶に向け、取り組みを強化しなければならない。

今回の報告は、臨時国会閉会後の仕事納めの日に、防衛省幹部によるパワハラや特定秘密の違法な取り扱い、潜水手当の不正受給など他の不祥事と並んで公表された。月内に召集される通常国会で、政府に詳しい報告を求め、不正の背景や対策を議論する必要がある。防衛産業支援法には、野党の立憲民主、日本維新の会、国民民主の各党も賛成した。与野党で自衛隊と防衛産業の関係を検証する責任を果たしてもらいたい。

③ 読売新聞 2025年1月8日 ニュース記事

被団協、核禁止条約オブザーバー参加求める…石破首相と面会

石破首相は8日、ノーベル平和賞を受賞した被爆者団体の全国組織「日本原水爆被害者団体協議会（被団協）」の田中熙巳（てるみ）代表委員らと首相官邸で面会した。被団協側から、3月に米国で開かれる核兵器禁止条約の締約国会議に日本政府もオブザーバー参加するよう求められたが、首相は明確に答えなかった。

記者団に公開された面会の冒頭で、首相は「長年にわたり被爆の実相を世界に発信して大変な榮譽を受けたことは極めて意義深い」と祝意を伝えた。出席者によると、首相はその後、オブザーバー参加を要請されたが、「核のない世界を作るゴールは一緒だ。どういう道筋をとれるか、少しでも一致点を見いだしたい」と述べるにとどめたという。

約30分間の面会后、田中さんは「首相の独壇場で反論する時間は設けられず、収穫ある面会ではなかった」と記者団に語り、首相との面会を改めて求める考えを示した。

政府はオブザーバー参加に慎重な立場で、林官房長官は8日の記者会見で「他の参加国の状況も踏まえながら、現実的で実践的な取り組みとして、いかなる対応が適当か予断なく検証している」と説明した。

④ 毎日新聞 2025年1月8日 ニュース記事

大川原化工機冤罪事件、元公安部捜査員3人を不起訴 東京地検

化学機械メーカー「大川原化工機」（横浜市）の社長らの起訴が取り消された冤罪（えんざい）事件で、公用文書毀棄（きき）や虚偽有印公文書作成・同行使容疑で書類送検されていた警視庁公安部の当時の捜査員3人について、東京地検は8日、不起訴処分（容疑不十分）とした。会社側は検察審査会に審査を申し立てる方針。

会社側は、事件の捜査で元取締役の島田順司さん（71）の供述調書が故意に破棄された上、破棄は過失だったとする虚偽の報告書が作成されたとして、2024年3月に取り調べを担当した警部補と捜査を指揮した警部を刑事告発した。4月には、公安部が実験の一部データを削除して証拠を捏造（ねつぞう）したとして、警部に加えて実験の捜査報告書を作成した巡査部長を告発。警視庁捜査2課が11月、3人を書類送検していた。

地検は不起訴の理由について説明。破棄された供述調書に取調官の署名がなく、これが公用文書に当たるかどうかや、捜査報告書が虚偽と言えるかについて、「疑義があると判断した」としている。

島田さんは「厳重な処分がなされないと、組織を浄化することはできないとの思いで告発した。納得がいかない。不起訴ありきだ」とのコメントを出した。

事件を巡る訴訟では、東京地裁が23年、東京都と国に計約1億6200万円の賠償を命じた。双方が控訴し、25年5月28日に東京高裁で判決の言い渡しが予定されている。

⑤ 産経新聞 2025年1月16日 ニュース記事

都議会自民が6000万円超不記載 会計担当を略式起訴 東京地検特捜部

東京都議会自民党の政治団体「都議会自民党」が開催した政治資金パーティーの収入の一部を政治資金収支報告書に記載していなかった問題で、収支計約6300万円を過少に記載していたとして、東京地検特捜部は17日、政治資金規正法違反（虚偽記入）罪で、都議会自民党の会計担当、矢島英勝職員（72）を略式起訴した。矢島氏は容疑を認めている。

関係者によると、都議会自民党は都議に1人100万円分のパーティー券を売るノルマを課し、都議はノルマ分を都議会自民党に納め、一部の都議はノルマを超えた分を「中抜き」していた。

特捜部は、中抜きなどの総額は都議会自民党のパーティー収入に計上し、個々の議員の中抜き額は都議会自民党から議員への寄付などとして記載すべきだったと判断したとみられる。特捜部は、中抜

きした都議側の立件は見送った。個々の不記載額が最大で数百万円に止まることや関与の度合いなどを考慮したもようだ。

起訴状によると、令和元年と4年の都議会自民党の収支報告書に、パーティーなどの収入計約3500万円、支出計約2800万円を過少記入したとしている。

都議会自民党は元年と4年にパーティーを開催。収支報告書に記載されたパーティー収入額は元年が6246万円、4年が6112万円だった。

⑥ 朝日新聞 2025年1月20日 ニュース記事

難聴の子が得られた利益「健常者と同額」 高裁「ささやかな配慮で」

大阪市生野区で2018年、聴覚支援学校に通う井出安優香（あゆか）さん（当時11）が重機にはねられ死亡し、将来得られたはずの「逸失利益」が争われた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁（徳岡由美子裁判長）は20日、平均賃金の85%とした一審・大阪地裁判決を変更し、健常者と同額を認めた。遺族の弁護団によると、同額とした司法判断は初めてとみられる。

高裁はまず、子どもの逸失利益の算定では一般に個人の能力を問わず平均賃金を使っているとし、「あえて減額することが許されるのは公平性が顕著に妨げられる」ようなケースに限られるとの判断基準を示した。

安優香さんは学年相応の学力があってコミュニケーション能力は高く、難聴があっても「補聴器や手話などを活用し、健常者に劣らない能力を発揮していた」と指摘。障害者が直面する壁は社会が合理的配慮で取り除くべきだという考えのもと法整備がなされ、技術革新が進んでいることも踏まえれば、将来は「ささやかな合理的配慮」で健常者と同じ条件で働けると予想できたとした。その上で、平均賃金で逸失利益を算定することに「顕著な妨げ」となる事情はなく、減額する理由はないと結論づけた。

被告の運転手側は60%が相当だと主張。23年2月の一審判決は「聴覚障害が労働能力を制限しうること自体は否定できない」とし、聴覚障害者の収入状況などを考慮して平均から15%減額したため、遺族側が控訴していた。控訴審で遺族側は、現状の賃金格差を理由に減額することは「裁判所による差別」だとして、発想の転換を訴えていた。

この日の判決では、遺族側の要望を高裁が認め、法廷に4人の手話通訳人が配置され、傍聴人への同時通訳も実施された。

■逸失利益の問題に詳しい元裁判官の大島真一弁護士の話

判決は安優香さん個人の能力を評価しながらも、急速に変化する社会状況もしっかり反映し、社会が目指す平等を前面に押し出した。障害者は逸失利益を減額されるのが一般的だったが、そうした「常識」をいよいよ取り払ったもので、一つの到達点とを感じる。特に減額できるケースを「顕著な妨げとなる事由がある場合」に限定したことには大きな意義がある。今回の判決が新たな基準となり、平等の理念がより一般的になることを期待する。

[目次に戻る](#)